

一般社団法人環境資源工学会会費規定

2024年6月14日 総会承認

2024年6月14日 施行

(会費)

第1条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 12,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,000 円
- (3) 特別会員 3口以上 (1口年額 20,000 円)
- (4) 賛助会員 2口 (1口年額 20,000 円)
- (5) 法人会員 1口 (1口年額 20,000 円)

第2条 会費金額の改定は当会理事会審議後に総会の決議により定める。

(会費の納入)

第3条 会員は、毎年4月から翌年3月までの会費を、同年4月から5月末までに納入しなければならない。

2 会員が、種別を変更したときは、その次年から、変更後の会員種別の会費を納入しなければならない。

(会費の免除)

第4条 定款第6条に定めるシニア会員および名誉会員は会費の納入を必要としない。

(規定の改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。